まつもとほうじん

令和２年（2020年）10月号
第５４９号

ホームページ　http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－主 な 記 事－

税務ポイント……２頁
皆さんこんにちは・中山卓史氏 ……３頁
頑張ってます・横澤帆洸さん ……３頁
労務レポート……４～５頁
ふるさとの食シリーズ……５頁
オンラインセミナー
「年末調整説明セミナー」のお知らせ 等……６頁
「植物の接着､酵素で自在に キクの台木にトマトの実」…７頁
青年部コーナー……８頁
法人会研修会テキストのご紹介……９頁
会員福利厚生制度ＰＲ……10頁
10月の予定､やまびこ運動ご協力のお願い 等……11頁
インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき……12頁
オンラインセミナー
「年末調整説明セミナー」ご案内……付録
松本法人会“やまびこ運動”ご協力のお願い……付録

ふるさとの食シリーズ
～生坂村のぶどう‘イクサカラット’～

ぶどう栽培に必要とされる日照量や昼夜の寒暖差等の環境に恵まれた生坂村では、現在30軒ほどの農家がお馴染みの「巨峰」や近年人気の「シャインマスカット」、長野県オリジナル品種「ナガノパープル」に、希少品種「シナノスマイル」等の品種を、ひと粒ひと粒、丁寧に栽培し、特産品となっています。村では大切に育てられた様々な種類のぶどうを“イクサカラット”という名称でのブランド化を進めています。**（５頁に関連記事掲載）**

（中山英也編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長						経理担当	

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑮1〕法人税その⑤4

新型コロナウイルス感染症に関連する税務ポイント“第三弾”

１.〈賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合〉

Q　コロナ過で経営状態が悪化している企業から「賃料負担が大変だから、賃料を相当期間引下げて」と、切なる声が寄せられています。そこで、テナント救済のための賃料減額等に関する税務上の取扱いを教えてください。

A　企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の額との差額については、原則として、相手方に対して寄付金を支出したものとして税務上取扱われることになります（法人税法22条3項、4項、同法37条）

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による賃料の減額については、一定の条件を満たしていれば「合理的な理由」にあたるので、減額した分の差額は、寄付金として課税されることはありません。合理的な理由となる条件は次の３つです。

①取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、または困難となるおそれが明らかであること
②賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
③賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間）内に行われたものであること

また､取引先等に対してすでに生じた賃料の減免(債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額の受贈益が生じることになりますが、この場合であっても、事業年度（個人の場合は年分）を通じて、受贈益を含めた益金の額（収入金額）よりも損金の額（必要経費）が多い場合には課税が生じることはありません。

この取扱いはテナントだけでなく、居住用物件や駐車場などの賃貸借契約についても同様に適用されます。

[参考]

法人税基本通達9-4-6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4（1)-10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

２.〈企業がマスクを取引先等に無償提供した場合〉

Q　新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、関連する子会社や下請け業者などの取引先にマスクを無償で提供する予定です。このようなマスクの提供に要する費用は、法人税の取扱い上、寄付金以外の費用に該当するのでしょうか？

A　マスク等の無償提供が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり、次の条件を満たすものであれば、事業遂行上、必要な経費と考えられますので、その提供に要する費用（マスク等の購入費用、送料等）の額は、寄付金以外の費用に該当します（法人税法22条3項、4項、同法37条)。

①提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること
②その取引先等が業務を維持できない場合には、貴社において、操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること

新型コロナウイルス感染症の特性により、感染の拡大を防止するためには、マスクや消毒液は欠かせないとされています。マスクや消毒液を入手できないことにより、取引先が業務を維持できず、自社の業務に支障をきたすのであれば、取引先へのマスク等の提供費用は、自社の事業に不可欠な費用と考えられます。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、限定的に行われるもので、上記①及び②の条件を満たす場合に限り、法人税の取扱い上、寄付金に該当せず、税務上の損金として計上できる旨を明らかにしています。

なお、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、必要な経費とは認められませんので、その提供に要する費用は、税務上、寄付金に該当します（法人税法22条3項、4項、同法37条)。

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、木下匡晃グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）



皆さん こんにちは♪

三愛株式会社 SAN 'AI設計室
松本市本庄
代表取締役社長　中山　卓史 氏

『代々暮らしていく家づくりを目指して』

設立45年を迎える三愛株式会社。中山様は創業の父の跡を継ぎ、社長歴12年目の若きイケメン社長様です。当初は家業のレールを歩くのに抵抗はあったものの、大学の建築科で学ぶ中、家づくりの魅力を感じ、25歳で現在の会社に入社したとのこと。創業当時はユニットバスの卸売業でしたが、10年ほど経て現在のリフォーム業に業務を移管し、そしてここ十数年は住宅建築設計・施工も手掛け業務を拡大してまいりました。

農業を営む方の住宅を手掛けることが多いそうです。特に多世代住宅のデザイン設計に面白みを感じ、同じ敷地内に別々に家を建てるのではなく、維持費などを考慮し、同居でも世代間のプライバシーを守りながら、日本古来の「土間」を生かし暮らしやすい家づくりを提案。当初「同居なんて無理」と言われた若い世代からおしゃれで機能的と好評を得ています。



建築士の仲間と地域の「空き家」対策にも励み、家づくりだけでなく町づくりにも活躍の場を広げています。若いパワーいっぱいで今後の活躍が楽しみです。

（北原修編集委員）

頑張ってます!!



『頼れる中堅行員を目指します！』

八十二銀行穂高支店
安曇野市穂高
横澤 帆洸（ほのか） さん

平成30年に100周年を迎えた八十二銀行穂高支店。入行３年目で現在は事務課で働かれている横澤帆洸さんにお話を伺いました。横澤さんは主に窓口業務をご担当されていますが、今年からは新入行員の指導役も務めることになったそうで、「指導しながら自分も学んでいます」と笑顔でお話になられるとともに、「頼れる中堅行員を目指します！」と力強いお言葉も。窓口にお越しになられたお客様に対しては正確な仕事はもちろん、しっかりとお話を伺い、求められていることを理解し、出来るだけわかりやすい言葉でお伝えすることを心掛けています。そのためには日々勉強が大切になるのですが、上手く相手に伝わり「とても分かりやすかった」等のお言葉を頂けた時には、自身の成長を感じることが出来るそうです。

休日には映画鑑賞でリフレッシュ。どちらかというと昔の作品がお好きだそうで、洋画ならオードリー・ヘップバーン出演作、邦画では山田洋次監督作、なかでも「男はつらいよシリーズ」がお気に入りとのこと。益々のご活躍をお祈りいたします！

（中山英也編集委員）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

労務レポート

テレワークとフレックスタイム制の導入につきまして①

社会保険労務士　高　砂　礼　次



新型コロナウイルス感染症の影響が残る中での経済活動の維持、復活のための一つの手段とされる「テレワーク」と「フレックスタイム制」の概要や注意点について、本稿から２回に分けてレポートさせていただきます。

はじめにテレワークについてですが、厚生労働省が運営する「テレワーク総合ポータルサイト（https://telework.mhlw.go.jp/）」によると、テレワークとは「情報通信技術（ICT＝Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のことであり、本拠地となるオフィスから離れた場所でICTを使って仕事をすることです。

このテレワークは、実際に働く場所で次の３つに分類されています。

①自宅利用型テレワーク（在宅勤務）
→自宅にいて、会社とはパソコンとインターネット、電話等で連絡をとりながら仕事をすること。

②モバイルワーク
→顧客先や移動中にパソコンや携帯電話を使って業務を行うこと。これまでも営業職の方等を中心にこうした働き方は導入されていましたが、改めてテレワークの一部と認識されています。

③施設利用型
→サードプレイスオフィス勤務、サテライト・オフィス勤務とも言いますが、勤務先以外の専用オフィスやワーキングスペース等専用設備を完備した場所等で働くこと。

代表的なテレワーク導入メリットとしては「業務生産性向上」「新規雇用･離職防止」「社員のワーク･ライフ･バランスの向上」「コスト削減」「事業継続性確保（BCP対策：災害や疫病対策※今回の新型コロナ対策）」等が考えられますが、その一方、デメリットとして「仕事のオン･オフの切り替えが難しい」「勤怠管理が難しい」「セキュリティー問題」等が挙げられることが多いです。

テレワークについては、“仕事はオフィスでするもの”という従来の硬直的な働き方から、多様で柔軟な働き方を広めていくための手段の一つとみなされ、現在の新型コロナウイルス感染症リスクを抑えるためにも有効な取り組みとして多くの企業で導入が進んでおり、特に都会では長い通勤時間の解消と、それに伴う混雑（三密）を避ける上でその効果が期待されていますが、導入に際しては上記デメリットに代表されるような新たな環境ストレス（管理・監視されているという強い思い、コミュニケーション不足 等）が生じる場合もあるのでメンタルヘルス管理等への配慮も必要です。

また、テレワークには向いている仕事、向いていない仕事があることにも理解が必要です。一般的にはテレワークに向いた仕事としては、いわゆるデスクワーク（資料作成、レポート作成、スケジューリング等）やミーティング（web会議システムを利用して社内、他社、お客様との各種会議やミーティング）が考えられています。ただ、貴重な情報をオフィス外で使用することになりますのでリスク管理（情報の漏洩・紛失、ウイルス感染や攻撃に対する備え）が必要となります。従って、導入時には専門家や社内での調整が必要となるでしょう。

テレワークのうち在宅勤務を導入する場合には、労働契約や就業規則を見直す必要がある場合がございますのでその点も注意が必要となります。従業員の採用時に在宅勤務制度があることを労働条件通知書や就業規則の規程等で明示し、その合意があれば、通常の勤務から在宅勤務へ業務命令として変更が可能ですが、今回初めて在宅勤務を導入する企業は、従業員の採用

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

時に在宅勤務に関する明示がされていない状態です。その場合、採用時に締結した労働契約の労働条件と異なった勤務形態になり、これは労働条件の変更にあたるため、労働条件を変更する場合は、在宅勤務を導入する際の労働条件を明示し、企業と従業員との間で合意が必要です。また、一定の条件のもと、就業規則に定める労働条件を労働契約の内容とすることが認められており、就業規則の変更によって労働条件を変更することも可能です。ただし、一方的に労働条件を従業員の不利益に変更することは原則として許されておりませんので、在宅勤務の導入とあわせて、新たに人事制度・給与制度を導入する場合には注意が必要です。（厚生労働省「テレワーク導入総合ポータルサイト」内「Q&A」より抜粋）

また、テレワークを導入した際の労災保険の適用についてですが、テレワークをする人にも、通常の従業員と同様に労災保険法が適用されます。ただ、業務上災害と認定されるためには、業務遂行性と業務起因性の２つの要件を満たさなければなりません。

業務遂行性とは「労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態」を言います。災害発生時に仕事をしていたかどうかが問われます。また、業務起因性は「業務または業務行為を含めて、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態に伴って危険が現実化したものと経験則上認められること」をいいます。

テレワーク勤務においても、業務遂行性と業務起因性に鑑み、負傷や疾病が発生した具体的状況によって、個別に労働災害の適否が判断されます。ただし、たとえ就業時間内であっても、自宅内のベランダで洗濯物を取り込む行為や、個人宛の郵便物を受け取る行為で、転んで怪我をした場合等、私的行為が原因であるものは、業務上の災害とはならないとされています。（厚生労働省「テレワーク導入総合ポータルサイト」内「Q&A」より抜粋）

テレワークについては国も各企業への導入を進めており様々な支援策も講じています。そうした内容については前述の厚生労働省が運営する「テレワーク総合ポータルサイト（https://telework.mhlw.go.jp/）」にて、詳しく紹介されていますので、興味のある方は是非ご確認ください。

我々が先人より受け継いできた道徳心や倫理感は失うことなく、この危機を契機に新しい働き方、生き方を発見するチャンスと捉え、各職場で様々な取り組みがおこなわれていくことを切に願ってレポートといたします。

高砂社会保険労務士事務所
〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

【ふるさとの食】シリーズ⑦

生坂村のぶどう“イクサカラット”
～宝石に負けない輝きをもつ～

かつて生坂村は有数の養蚕地帯でしたが、養蚕業の衰退とともに桑園の荒廃と農家の高齢化による担い手不足という問題に直面しました。そこで桑園に代わる作物として昭和60年代から巨峰栽培に取り組み、産地化するために桑園地帯を造成し、ぶどう畑として整備したそうです。しかし、10年ほどすると巨峰農家の高齢化、農作物価格の低迷などによる後継者不足とぶどう畑の荒廃化が危惧され始めました。


実り豊かなぶどう畑

こうした状況を打破するために、生坂村では平成10年より「新規就農研修事業」をスタート。ぶどう農家を志す新規就農希望者に自己管理園の提供、栽培法や経営管理指導、生活保障など様々な面での手厚いバックアップを行い、人材の育成に努めて参りました。そのかいあって、現在では村内で約30軒のぶどう農家がおいしいぶどう栽培に取り組み、村の特産品になっております。

志を持った農家の方々が、大切に育てたぶどうには宝石に負けない輝きがある、そんな想いを込めて、“村名：イクサカ”と、宝石の重さを表す“カラット”を併せて、“イクサカラット”という名のブランド名を創りました（こちらは村内で作られた様々なぶどうの総称です）。例年９月から10月上旬頃まで、「道の駅いくさかの郷」直売所でも販売しておりますので生坂村の美味しいぶどうをどうぞ味わってください。


道の駅「いくさかの郷」で販売

（中山英也編集委員）

特別企画 オンラインセミナー（ライブ配信）開催のご案内

2020年の改正点はここ！ 年末調整説明セミナー

～労務ご担当の方、ぜひご参加ください～

本年度の年末調整をテーマとしたオンライン（ライブ配信）形式のセミナーを下記の通り開催いたします。

年末調整は社員の所得税の総精算となる毎年必須の業務ですが、**新型コロナウイルス感染症の影響により、松本市、塩尻市、安曇野市の会場で毎年開催されております「年末調整説明会」が今年は中止されることになりました。**そこで代替のオンラインセミナーを会員企業の皆様にご案内いたします。

このセミナーでは年末調整の基本や改正点などを学ぶとともに、効率的な事前準備から源泉徴収票の作成まで、初心者も年末調整経験者も知っておきたい知識や年末調整に必要なポイントを実際の用紙を用いて説明いたします。

当会会員でインターネットに接続できる環境であればお気軽にご参加いただけます。参加費は無料です。是非、ご利用ください！



テーマ　2020年の改正点はここ！ 年末調整説明セミナー
開催日　11月５日（木）
時　間　16：00～17：30
講　師　小野 恵 氏（税理士）
受講料　無料
お申込　今月号付録に記載してございます『申込サイト』より（会員限定、先着50名）

☆この研修会はWeb会議アプリ『Cisco Webex』を使用してご参加いただくオンラインセミナーです。ご視聴にはPC、スマホ、タブレット等が必要となります。

講座内容や申込方法等の詳細は同封のチラシにてご確認ください！

保健の窓

2020年季節性インフルエンザワクチン接種時期につきまして

新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、今冬のインフルエンザワクチン需要が高まる可能性を考慮し、厚生労働省では接種時期について次のお願いをしています。

○原則として、

①予防接種法に基づく定期接種対象者（65 歳以上の方等）の方々でインフルエンザワクチンの接種を希望される方は10月１日（木）から（※）接種を行い、それ以外の方は、10月26日（月）まで接種をお待ちいただくようお願いします。

(※)自治体によってはワクチンの接種開始時期が異なり得ますので、ご注意ください

○10月26日（月）以降は、

特に、②医療従事者、65 歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児（生後６ヶ月以上）～小学校低学年（２年生）の方々で、インフルエンザワクチンの接種を希望される方に対して、接種が可能となります。

○なお、これら以外の方々についても、10月26日（月）以降は接種をお待ちいただく必要はありません。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部

部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

植物の接着、酵素で自在に　キクの台木にトマトの実

産経新聞科学部記者　伊藤　壽一郎

異なる種の植物を接着して１つの植物として育てる「接ぎ木」は、両方の植物の優れた特徴を「いいとこ取り」できるため、古くから農作物の生産に広く利用されてきました。相性があり、同じ科の近縁種同士でしか行えないのが難点でしたが、名古屋大などの研究チームが最近、どんな植物も自由自在に接着できる酵素をタバコ属の植物から発見。農作物生産の可能性が、大きく広がるかもしれません。

■農業に不可欠な「接ぎ木」

日本でも古くから行われている接ぎ木は、作りたい作物の茎（接ぎ穂）を、台木となる根側の植物につなげ、それぞれの長所を生かした作物を育てる技術です。農作物ではトマトで６割以上、キュウリは９割以上で接ぎ木の苗が使われ、生産に不可欠となっているそうです。

たとえばトマトの場合、現代の消費者には甘さが強く求められますが、甘い実をつける品種の多くは植物の病気に強くありません。一方、病気に強い品種の多くは甘い実をつけません。そこで甘い実の品種の茎を、病気に強い品種の台木につなげる接ぎ木が行われています。

ただ、これまで接ぎ木は同じ科の近縁種でしか実現していませんでした。遠い科の植物同士をつなごうとすると、すぐに枯れてしまい、うまくいかない理由は謎となっていました。そんな中、接ぎ木の仕組みの研究に取り組む野田口理孝・名古屋大准教授らが、タバコの原料となるナス科タバコ属の植物の仲間が、近縁種以外とも接ぎ木ができることを発見したのです。

■「科の壁」越えた接着酵素

多様な植物で試したところ、カボチャやキュウリ、ニンジン、キャベツなどの野菜類、ブドウやリンゴ、ヤナギ、ポプラといった果樹・樹木など、科の壁を越えた38科73種との接ぎ木に幅広く成功しました。

タバコ属植物の茎を別の植物の台木につなぐ実験でしたが、チームはこんな形にも挑戦しました。キクの台木に接ぎ木したタバコ属植物の上にもう１つ、トマトをつないでみたのです。

すると、トマトは１カ月を過ぎても枯れず、小さな赤い実をつけました。ナス科であるトマトは本来、キク科の植物とは接ぎ木ができません。けれど、中間に接着剤代わりのタバコ属植物をはさむことで、できないはずの接ぎ木が実現しました。

続いてチームは、タバコ属植物と他の科の植物を接着した部分で、何が起きているかを調べました。その結果、接着面ではタバコ属植物から、細胞を取り囲んで支える細胞壁という組織を溶かし、両方の植物の融合を促進する酵素が分泌されていることを突き止めました。

■効率的な農業生産に応用へ

この酵素は、接ぎ木が失敗したケースでは分泌されていませんでした。さらに、成功した組み合わせでも、酵素の分泌を抑制してみると成功率は大きく低下。これらの結果から、成否の鍵は接着剤の役割を果たした酵素であると結論づけました。

科の壁を越えた接ぎ木は成功しましたが、研究はまだ始まったばかり。実用化に向けて、今後はきちんと生長できるか、問題が起きないかなどを検証していく必要があります。

それでも、接着剤役の酵素の働きをうまく利用すれば、さまざまな長所を持った植物を接ぎ木で自由自在に組み合わせ、消費者のニーズに応じて付加価値の高い多様な品種を効率的に生産できる可能性があるため、期待は大きくふくらみます。

野田口准教授は「将来はタバコ属植物を接着剤として使わなくても、酵素を合成して投与することによって、近縁種の接ぎ木でも生じることが多い植物同士の相性問題を解決できるかもしれません」と話しています。

【筆者紹介】伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）
東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ＩＴまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変　温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語　闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

青年部コーナー

≪例会開催報告≫
『Web会議システム Zoomスタート＆活用セミナー』

９月３日㈭、久々となる研修例会として『Web会議システム Zoomスタート＆活用セミナー』を開催し、会場11名、リモート５名にご参加いただきました（担当 第三委員会:北澤剛委員長（㈲昭和モータース））。今回の例会では急速に普及しているWeb会議システムZoomについて、その基礎知識から実際の利用方法まで、川崎健講師（ウイング）に解説をしていただきました。


講師の川崎氏

「Zoomという言葉は聞いたことはあるが、実際に使ったことはない」という参加者が中心でしたが、アプリのインストール方法や設定の仕方等を、講師やすでに活用している部員にサポートしていただきながら、和やかな雰囲気での研修となりました。


受講風景

広めの会場を準備し、マスク着用、手指消毒、机の配置などに留意した上で懇親会は無いスタイルでの開催となりましたが「久しぶりに皆さんに会えて良かった」といった声も多く聞かれました。

『親睦ゴルフ大会』

９月17日㈭、塩嶺高原カントリークラブにて青年部親睦ゴルフ大会を開催いたしました（担当 第二委員会：三沢功委員長（㈱e-face）、第五委員会：川出哲敬委員長（㈱滝澤工務店））。

心配された天気にも恵まれ、秋らしい爽やかな空気の中、青年部員の方に加え、今回のゴルフ大会を機に入会・入部してくださった方も含めて21名がプレイを楽しみました。残念ながら表彰式・懇親会は実施できませんでしたが、久しぶりのゴルフを通じて皆さん親睦を深めることが出来たようです。



≪租税教室開催　報告・予定≫

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで実施が見送られていた本年度の租税教育活動ですが、松本税務署にご協力をいただき９月11日㈮、松本市立島内小学校において６年生を対象とした租税教室が開催され、廣田伸一青年部長（㈱パワーネット・フィールド）が講師役を担当しました。


租税教室の様子


講師の廣田青年部長

密をさけるため体育館が会場となり、まだ暑さの残る中ですがマスクを着用した６年生108名が互いに距離を保ちながら講師のお話に耳を傾けました。内容としましては、消費税を中心とした税の仕組みや役割に加えて、新型コロナ対策にも税金が使われていることを伝えるとともに、税の使われ方について、オリジナル教材「夢を叶えよう税シート」を利用しながら児童の将来の夢と併せて考えてもらいました。

今年は新型コロナの影響で休校もあり、各小学校では通常の授業カリキュラム進行に苦労されているそうですが、今回、学校側にご理解をいただき貴重な時間を頂くことが出来ました。例年に比べて租税教室の開催数は少なくなりますが、コロナ禍において国民の生活を支えている『税金』の役割や仕組みを児童にわかりやすく伝えていく活動はこれまで以上に意義のあるものだと思いますので、機会を頂ければ引き続き全力で取り組ませていただきます。

【開催報告】

開催日　９月11日㈮
開催校　松本市立島内小学校
参加数　６年生108名
講師役　廣田伸一氏（㈱パワーネット・フィールド）

【開催予定】

①開催日　10月13日㈫
　開催校　松本市立鎌田小学校
　参加数　６年生144名
②開催日　11月２日㈪
　開催校　松本市立開智小学校
　参加数　６年生約30名（１クラスを担当）

どこでも申告・納税　イータックス（http://www.e-tax.nta.go.jp）

法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げたテキストを作成し、例年各種研修会などでお配りし会員企業の皆さんにご活用いただいております。

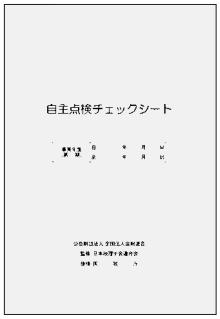
しかしながら、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで研修会が開催できておらず広報誌と共にお送りした一部資料を除き、会員企業の皆様にお届けできていない資料もございます。

すでにお届けした資料と併せて、本号にてご紹介いたしますのでご希望のものがございましたら松本法人会事務局（電話：0263-35-8080）までお問い合わせ下さい。テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

１．－企業の税務コンプライアンス向上のために－「自主点検チェックシート･ガイドブック」

決算説明会などで使用しているテキスト。法人会では企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しております。

「チェックシート」には、内部統制面･経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載され、「ガイドブック」にはそれらに対する具体的な点検内容・解説が掲載されております。





【主な内容(確認内容)】
○社内体制（文書管理 等）
○貸借関係（資産科目､負債･資本科目 等）
○損益関係（各種科目別）
○その他 （消費税・印紙税）

２.「会社の決算・申告の実務」
※広報誌８月号付録

決算説明会で使用しているテキスト。適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算と申告に関する基本的に重要なテーマを分かりやすくまとめております。



【主な内容】
○決算申告事務の流れ
○決算調整
○申告調整
○特別な課税と税率
○申告手続等
○法人税申告書検討表
○勘定科目別にみた源泉所得税のチェックポイント
○消費税等の概要
○令和２年度法人税関係の改正主要項目一覧

３.「税制改正のあらまし」
※広報誌７月号付録

決算説明会で使用しているテキスト。令和２年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。



【主な内容】
○法人税関係
○所得税関係
○資産課税関係
○消費税関係
○別編　新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等

４.「新設法人のための 会社の税金ガイドブック」

新設法人説明会で使用しているテキスト。新たに設立された法人を念頭に置き、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明しております。



【主な内容】
○会社のスタートはまず届出書の提出から
○確定申告書の提出及び納付はいつまで
○決算利益と所得金額との関係
○中小法人のさまざまな優遇制度
○減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する
○売掛金等の債権が回収不能となったとき(貸倒損失)
○消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある　　等

AIG

AIG損保

法人会のビジネスガード Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金　等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約　等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス（24時間電話健康相談・介護相談ホットライン）
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーペック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602　東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
http://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

松本支店
〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10　大同生命松本ビル7階
TEL. 0263-35-1933　FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(B-152291 2020-01)

「消費税申告一声運動実施中」

10月の予定

２日税制委員会グループ会議　**５日**厚生委員会　**13日**10月役員会、租税教室（鎌田小学校）**17日**県連青年部ゴルフコンペ　**20日**研修委員会、大規模法人税務研修会　**22日**総務委員会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/９月決算法人対象）開催中止のご案内

10月27日（塩尻会場）、28日（松本会場）に予定しておりました決算説明会は恐れ入りますが中止とさせていただきます。なお、資料をご希望されます方は事務局（0263-35-8080）までご連絡をお願いいたします。

大規模法人税務研修会のご案内

「大規模法人が留意すべき点（令和２年度税制改正 等）」

本年度も資本金５千万円以上の会員企業を主な対象とした下記税務研修会を企画いたしましたので、この機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日　時　10月20日（火）午後２時～３時30分
会　場　松本市駅前会館　４階大会議室
講　師　松本税務署 担当官
受講料　無料
定　員　先着40名
お申込　松本法人会事務局まで（TEL0263-35-8080）
お願い　資料・会場準備・コロナ対策の都合上、**参加希望の方は必ず事前にお申込いただきますよう**お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、座席の間隔確保や換気などを心掛けます。参加者の皆様には当日マスクの着用、体調管理などご協力をお願い申し上げます。

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください！
“法人会やまびこ運動”ご協力のお願い



新規会員獲得を目指し、５月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。大変厳しい状況下ではございますが、社会を支える『税』に携わる団体としてこれからも精力的に活動を続けていくために、１社でも多くの方々にご入会いただくことを目指し、会員企業の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただくこの活動が５年目を迎えています。

ご案内の通り、11月末日までを一つの区切りに実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。

“やまびこ運動”とは

☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいていない方に当会から入会のお勧めをする運動です。
☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。
☆今月号折込のオレンジ色のチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。情報提供者様としっかりと連絡を取り合い、ご迷惑をおかけしないように勧奨活動を進めます

大変厳しい状況下ではございますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

令和２年度

時局講演会　開催中止のお知らせ

毎年、11月の「税を考える週間」協賛事業として、関東信越税理士会松本支部と共催しておりました時局講演会ですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、一般の方を含めた大勢の方にお集まりいただく講演会につきましては、安全な開催が困難であるとの判断より、誠に残念ながら中止させていただくこととなりました。

来年度以降事態が収束しました際には、再び皆様にお楽しみいただけるような講演会を企画いたしますので、その際にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

梓川特許事務所



予約相談受付中
☎（0263）50-8134
受付時間 10:00-17:00［土・日・祝日除く］
WEB からのお問い合わせはこちら　https://azpat.jp

AZPAT
梓川特許事務所
〒390-0807
長野県松本市城東二丁目２番１号　鳥居ビル１階
TEL：0263-50-8134　FAX：0263-50-8135

地区トピックス

松本地域子ども応援プラットフォーム
総会および登録団体の活動紹介

８月３日に松本地域子ども応援プラットフォームの総会が行われました。この団体は長野県の子ども支援施策に伴い、子どもの問題を地域全体で応援・解決しようとするものです。中信地区で約70団体が所属しています。近年子どもを取り巻く環境は、貧困問題・いじめ問題・心のケアなど多岐に渡っています。また民間や有志による子どもの問題を真摯に取り組む団体も増えてきております。その一例として子ども食堂は各地域で頻繁に開催され、大きなうねりとなっています。



当日は地域で活動されている６団体の活動紹介がありました。昨今のコロナウイルスで活動が制限されている中、着実に活動を推進されています。



最近では子ども支援に積極的な企業・法人も増えており、資金面の援助や食材提供、人的ボランティア活動なども活発です。企業貢献活動として子ども支援にぜひご協力ください。**（北原修編集委員）**

ホームページリンク企業募集！　くわしくは事務局まで

川柳コーナー

発泡酒　タバコ増税　つらい秋

新総理　さすが！の一手に　期待して

コロナ禍で　じじばば行けぬ　運動会

新米

あとがき

スポーツに励む高校３年生にとって、３年間の集大成の最後の夏が今年は「特別な夏」のまま終わろうとしています。甲子園での交流試合は開催されましたがインターハイなどは残念ながら開催できませんでした。コロナウイルス感染予防のため、各種大会が自粛または縮小されたためです。私の娘も小学校から数えると12年間積み上げてきた最後の選抜試合が９月に行われました。春のコロナウイルスが拡大する頃は、今年一年間試合が出来ないものと思っていたので、秋に大会ができることを嬉しく思います。同時に学校の先生はじめ関係各位の努力のお陰と深く感謝します。応援できる保護者は３年生の両親のみ、兄弟の応援や１・２年の親は入場出来ません。それでも我が家は皆が集まり、体育館の外から心をこめて応援します。子ども達には大切な一年、そして二度と戻らない一年。「今を生きる」ことの意味を噛みしめて、これからの人生を拓いてもらいたいと思います。そしてこの感染症が早く終息することを心から祈念申し上げます。**（北原）**



（本号編集委員：中山英也　北原　修）

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月1回１日発行）
印刷所　信州印刷株式会社